第四十三条の十二第二項	一　受給権者の生年月日	一　氏名（通算老齢年金証書に記載された氏名に変更がある者にあつては、変更前及び変更後の氏名）、生年月日及び住所 一の二　個人番号又は基礎年金番号
	三　滅失又はき損の事由	三　通算老齢年金証書を滅失し、又は毀損した者にあつては、その事由
第四十三条の十二第三項	通算老齢年金証書がき損したことにより前項の申請書を提出するときは、これにその	前項の申請書（通算老齢年金証書を滅失したことによる第一項の申請に係るものを除く。）には、
（略）		
第四十五条	（胎児出生の届出）	（配偶者又は子を有するに至つた場合の届出）
	第四十五条　障害年金の受給権者は、法第五十一条第二項において準用する法第四十四条第二項に規定する胎児が出生したときは、十日以内に、次の各号に掲げる事項を記載した届書を、社会保険庁長官に提出しなければならない。 一　受給権者の生年月日 二　障害年金証書の記号番号 三　子の氏名及び生年月日 2　前項の届書には、次の各号に掲げる書類を添えなければならない。 一　子の生年月日及びその子と受給権者との身分関係を明らかにすることができる市町村長の証明書又は戸籍の抄本	**第四十五条**　障害年金の受給権者は、配偶者（法第五十一条第二項において準用する法第四十四条第一項に規定する配偶者をいう。以下この条において同じ。）又は子（法第五十一条第二項において準用する法第四十四条第一項に規定する子をいう。以下この条において同じ。）を有するに至つたときは、当該事実のあつた日から十日以内に、次の各号に掲げる事項を記載した届書を、厚生労働大臣に提出しなければならない。 一　氏名、生年月日及び住所 二　個人番号又は基礎年金番号 三　障害年金証書の年金コード 四　配偶者又は子の氏名及び生年月日 五　配偶者又は子を有するに至つた年月日及びその事由 2　前項の届書には、次の各号に掲げる書類を添えなければならない。 一　子の生年月日を明らかにすることができる市町村長の証明書又は戸籍の抄本（厚生労

（新設）	（新設）	（新設）
（新設）	（新設）	（新設）
（略）		
第四十五条	（胎児出生の届出）	（配偶者又は子を有するに至つた場合の届出）
	第四十五条　障害年金の受給権者は、法第五十一条第二項において準用する法第四十四条第二項に規定する胎児が出生したときは、十日以内に、次の各号に掲げる事項を記載した届書を、社会保険庁長官に提出しなければならない。 一　受給権者の生年月日 二　障害年金証書の記号番号 三　子の氏名及び生年月日 2　前項の届書には、次の各号に掲げる書類を添えなければならない。 一　子の生年月日及びその子と受給権者との身分関係を明らかにすることができる市町村長の証明書又は戸籍の抄本	**第四十五条**　障害年金の受給権者は、配偶者（法第五十一条第二項において準用する法第四十四条第一項に規定する配偶者をいう。以下この条において同じ。）又は子（法第五十一条第二項において準用する法第四十四条第一項に規定する子をいう。以下この条において同じ。）を有するに至つたときは、当該事実のあつた日から十日以内に、次の各号に掲げる事項を記載した届書を、厚生労働大臣に提出しなければならない。 一　受給権者の生年月日 二　基礎年金番号 三　障害年金証書の年金コード 四　配偶者又は子の氏名及び生年月日 五　配偶者又は子を有するに至つた年月及びその事由 2　前項の届書には、次の各号に掲げる書類を添えなければならない。 一　子の生年月日及び配偶者又は子と受給権者との身分関係を明らかにすることができる